

## ビジネスマッチングサービス「BMS」規約

### 1【ビジネスマッチングサービスの目的】

本ビジネスマッチングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、一般社団法人日中医療福祉交流協会（以下、「当法人」といいます。）が、その目的である「日本が有する医療及び介護に関する技術や情報を中国に提供することにより日中両国の友好的な発展を図る」ための手段として、この目的に賛同かつ協力可能な日本企業についての情報を登録（以下、「BMS登録企業」といいます。）し、これを当法人の中国側企業に開示すること、並びに、中国側企業よりBMS登録企業への紹介依頼等があった場合に、これを当法人が仲介すること（以下、「ビジネスマッチング」といいます。）を目的として運営するものです。

### 2【BMS規約の同意】

本サービスを受けるためには、予め本BMS規約すべてに同意いただく必要があります。

### 3【BMS登録にあたっての了解事項】

本サービスを受けるためには、BMSに登録いただく必要があります。BMSに登録された企業は、BMS登録企業であることの情報が中国企業に開示されること及び第5項のビジネスマッチングの打診を受けることを予め了解しているものと見なします。

### 4【無料登録】

BMS登録の方法は、当サイト画面上の「BMS無料登録」のバナーをクリックし、その画面にて必要事項を記入した上で当法人に送信いただき、これに対して当法人から登録完了のメールを発信した時点で登録完了となります。この登録自体は無料です。

ただし、後記13【ロイヤリティ】に該当した場合は有償となります。

### 5【ビジネスマッチング】

ビジネスマッチングは、中国企業からBMS登録企業について紹介要請があった場合、当法人が双方に打診の上、相互に紹介を行うものです。

ただし、当法人からの上記紹介打診に対しては、その都度、是非のご判断をいただきます。

また、すべてのBMS登録企業に対してビジネスマッチングを保証するものではなく、その選定は当法人の任意の判断とし、その判断基準については説明・開示いたしません。

## 6【BMS登録期間】

BMS登録期間について期限はありません。

ただし、BMS登録企業は、当法人に対し、いつでも当該登録の抹消を任意に要請することができます。

## 7【自己責任】

ビジネスマッチングにより何らかの取引をするかどうかの判断は、BMS登録企業自らの判断・責任において行うこととし、当法人は一切の責任を負わないものとします。また、当法人はビジネスマッチングに必要な限度で関与するものとし、原則として実際の取引等には関与いたしません。

## 8【損害賠償】

本サービスに関連してBMS登録企業が被った損害・損失・費用（直接的損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他間接的、特別的、派生的若しくは付随的損害の全てを意味します。）、並びに、本サービス提供の中断、停止、利用不能、変更等に関連してBMS登録企業が被った損害・損失・費用（直接的損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他間接的、特別的、派生的若しくは付随的損害の全てを意味します。）については、当法人は一切の責任を負わないものとします。

## 9【資料等の提供】

ビジネスマッチングにおいて、当法人からBMS登録企業に対して依頼した資料等に不足がある場合、紹介をお断りする場合があります。

## 10【情報の開示】

ビジネスマッチングの必要上、BMS登録企業からご提供いただく企業、保有技術、知的財産、製品、部品等に係る情報は、当法人の中国側支部（以下、「MWA北京」といいます。）と共有しますので、使用許諾を必要とする情報はもとより、それ以外の情報についても、これを承諾の上で情報を提供してください。

## 11【紹介の重複】

ビジネスマッチングの必要上、二者以上のBMS登録企業に対して同様の紹介を行う場合があります。

## 12【報告書の提出】

ビジネスマッチングを受けたBMS登録企業が、紹介を受けた相手先との間で、何らかのビジネス提携、取引、契約(以下、纏めて「取引」といいます。金銭の授受は問いません)に至った場合には、当該取引についての報告書の提出をいただきます。この提出がない場合は、BMS登録企業から削除させていただきます。

## 13【ロイヤリティ】

ビジネスマッチングを受けたBMS登録企業が、紹介を受けた相手先との間で、何らかの取引に至った場合、その都度、当該ビジネスマッチングについて当法人が受けるべきロイヤリティ(報酬)について協議の上で取決めさせていただきます。ただし、このロイヤリティの額は当該取引によりBMS登録企業生じた経済的利益の3%を上限とします。

## 14【費用清算】

ビジネスマッチングについて、当法人に交通費等の費用が発生する場合、その清算をお願いします。ただし、この費用については予め当該BMS登録企業の承諾を得るものとします。

## 15【ビジネスマッチング事例の公表】

本サービスにおいて取り組んだ内容は、当該企業が特定されない範囲において、本サービスの活動実績として公表する場合があります。

## 16【免責事項】

本サービスについては、次の事項を免責とさせていただきます。

- ① BMS登録企業またはマビジネスマッチングに際して紹介する中国企業の財務状況・社会的信用・商品サービス面等について問題ないことなどを現在および将来にわたり保証するものではありません。
- ② マビジネスマッチングにより開始されたBMS登録企業と中国企業との取引について、現在及び将来にわたり不測の事態が生じたとしても一切の責任を負いかねます。
- ③ マビジネスマッチングは、BMS登録企業と中国企業との取引等の成立を保証するものではありません。

## 17【本サービスの中断、中止】

本サービスは、政治情勢等の変化又はその他のやむを得ない事由により、そのサービスを中断または中止する場合があります。

#### 18【禁止事項】

本サービスのご利用にあたっては、当法人のウェブサイト利用規約 5【禁止事項】に準拠いたします。上記禁止行為を行ったと当法人が判断したBMS登録企業に対しては、提供しているサービスを予告なく停止すること及び、BMS登録企業から削除させていただくことがあります。また、当該違反によって当法人に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求できるものとします。

#### 19【個人情報】

当法人のウェブサイト利用規約 8【個人情報】に準拠いたします。

#### 20【秘密保持】

1. 本規約において「秘密情報」とは、本規約に関連して、当事者が、相手方より書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は、本サービスに関連して知り得えた、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、以下に該当するものは秘密情報から除外するものとします。
  - ① 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの
  - ② 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
  - ③ 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの
  - ④ 秘密情報によることなく単独で開発したもの
  - ⑤ 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 当法人及びBMS登録企業は、秘密情報を本サービスの目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 当法人及びBMS登録企業は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. BMS登録企業は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事

前に弊社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については、厳重に行うものとします。

5. BMS 登録企業は、当法人から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当法人の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、電磁的記録その他の媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。
6. 当法人が BMS 登録企業に対しビジネスマッチングを行う場合は、予め双方の企業との間で秘密保持契約を締結するものとします。

## 21【準拠法及び管轄裁判所について】

当法人のウェブサイト利用規約10【準拠法及び管轄裁判所について】に準拠いたします。

以上

※本規約についてご質問がある場合、またはその他の理由で当法人に連絡する場合には下記までお問い合わせください。

連絡先：[info@jc-mwa.com](mailto:info@jc-mwa.com)